

# 地域企業感染症対策新事業展開支援補助金受付等業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、地域企業感染症対策新事業展開支援補助金の交付申請等を受け付けるにあたり、企業・団体から企画提案を募って最も適切な事業者を選定する公募型プロポーザルに関し必要な事項を定める。

## 2 募集方法

広く企画提案を募るため、県ホームページに掲載する。

## 3 対象業務等

### (1) 業務名称

地域企業感染症対策新事業展開支援補助金受付等業務

### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 担当所属

書類の提出先、質問先及び受付時間は次のとおりとする。

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田一丁目1番20号

栃木県産業労働観光部経営支援課中小企業等復興支援担当

担当：斉藤、児玉

電話 028-623-2422 FAX 028-623-3182

電子メール fukkoshien@pref. tochigi. lg. jp

受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで  
(正午から午後1時を除く。)

## 4 委託期間

契約締結日から令和4(2022)年3月31日(木)まで

## 5 委託料の上限

金10,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 6 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

栃木県内に本店、支店又は営業所等を有する法人であり、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること
- (2) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること
- (3) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平

成 16 年法律第 75 号) の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと

- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条例第 4 号の規定に該当する者でないこと

## 7 プロポーザル実施のスケジュール

- |                       |                                   |
|-----------------------|-----------------------------------|
| (1) 実施要領等の公開          | 令和 3 (2021) 年 9 月 22 日 (水)        |
| (2) 実施内容等に関する質問書の提出期限 | 令和 3 (2021) 年 9 月 29 日 (水) 17 時まで |
| (3) 質問に対する回答          | 令和 3 (2021) 年 10 月 1 日 (金) (予定)   |
| (4) 参加表明書の提出期限        | 令和 3 (2021) 年 10 月 4 日 (月) 17 時まで |
| (5) 企画提案書の受付期限        | 令和 3 (2021) 年 10 月 8 日 (金) 17 時まで |
| (6) 審査結果の通知・公表        | 令和 3 (2021) 年 10 月 15 日 (金)       |

## 8 質問の受付

仕様書等の内容などについての質問は、簡易な内容確認を除き「質問票」（様式第 6 号）により受け付けるものとする。

- (1) 提出期限  
令和 3 (2021) 年 9 月 29 日 (金) 17 時まで
- (2) 提出方法  
電子メールを 3 (3) のアドレスに送信するものとする。送信時には必ず受信確認を行うこと。
- (3) 回答期限及び方法  
回答は、令和 3 年 (2021) 年 10 月 1 日 (金) (予定) に、質問及び回答事項を取りまとめた上、ホームページに掲載する。

## 9 参加表明書の提出

参加表明書の提出方法は次のとおりとし、詳細は作成要領によるものとする。

- (1) 提出期限及び提出場所  
令和 3 年 (2021) 年 10 月 4 日 (月) 17 時までに栃木県産業労働観光部経営支援課中小企業等復興支援担当に提出する。
- (2) 提出方法  
持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出することとし、郵送の場合は (1) の提出期限必着とする。
- (3) 提出書類及び部数
- |                      |     |
|----------------------|-----|
| ア 参加表明書（様式第 1 号）     | 1 部 |
| イ 会社・団体等の概要（様式第 2 号） | 1 部 |

## 10 企画提案書の提出

企画提案書の提出方法は次のとおりとし、詳細は企画提案書等作成要領によるものとする。

- (1) 提出期限  
令和 3 (2021) 年 10 月 8 日 (金) 17 時まで
- (2) 提出場所

3(3)に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出することとし、郵送の場合は(1)の提出期限必着とする。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書（様式第3号） 1部

イ 補助金受付等業務に係る提案書（任意様式） 5部

ウ 補助金受付等業務における業務実績書（様式第4号） 5部

なお、必要に応じて、追加資料の提出を求めることがある。

## 11 企画提案

提案者が1者の場合、審査を行い、その結果が最低基準以上の場合は、契約候補者として取り扱うこととする。

## 12 契約に関する事項

(1) 契約候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合は、契約候補者から見積書を徴取し、業務委託契約を締結する。

(2) 見積金額については、企画提案書に記載された委託料の金額以内とし、契約上限金額以下の金額で契約を締結する。

(3) 契約書の作成に必要な費用は、全て契約者の負担とする。

## 13 失格事項

以下の事項に該当する場合は、失格させることができるものとする。

(1) 提出された書類に本要領（仕様書を含む。）に記載された条件に適合しない記載がある場合

(2) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていた場合

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

## 14 その他

(1) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(2) プロポーザルの参加に要する費用は、参加した者の負担とする。

(3) 提出された書類は返還しない。

(4) 本プロポーザルに参加した者は、県から知り得た情報を他者に漏らさないよう、必要な措置をとるものとする。

## 15 審査基準

企画提案書の審査基準及び配点は別紙のとおりとする。